

標準混合物と混合物記号

新規混合物	混合物記号	再生混合物	混合物記号	備考
瀝青安定処理混合物	V-01-50	再生瀝青安定処理混合物	R-01-50	
①粗粒度アスファルト混合物(20)	V-03-50(又は75)	①再生粗粒度アスファルト混合物(20)	R-03-50(又は75)	
②密粒度アスファルト混合物(20)	V-05-50(又は75)	②再生密粒度アスファルト混合物(20)	R-05-50(又は75)	
②密粒度アスファルト混合物(20)改質Ⅱ型	V-05K-50(又は75)	—	—	
②密粒度アスファルト混合物(13)	V-06-50(又は75)	②再生密粒度アスファルト混合物(13)	R-06-50(又は75)	
②密粒度アスファルト混合物(13)改質Ⅱ型	V-06K-50(又は75)	—	—	
⑤密粒度アスファルト混合物(20F)	V-08-50(又は75)	⑤再生密粒度アスファルト混合物(20F)	R-08-50(又は75)	
⑤密粒度アスファルト混合物(13F)	V-09-50(又は75)	⑤再生密粒度アスファルト混合物(13F)	R-09-50(又は75)	
⑦細粒度アスファルト混合物(13F)	V-07-50	⑦再生細粒度アスファルト混合物(13F)	R-07-50	
⑤密粒度アスファルト混合物(13F)改質Ⅱ型	V-10K-50	—	—	
開粒度アスファルト混合物(13)	V-11-50	—	—	
開粒度アスファルト混合物(13)改質Ⅱ型	V-11K-50	—	—	
③細粒度アスファルト混合物(13)	V-04-50(又は75)	③再生細粒度アスファルト混合物(13)	R-04-50(又は75)	

注1: 上記混合物以外の混合物記号については、各申請窓口を確認して下さい。

注2: 混合物記号のカッコは、マーシャル安定試験の突き固め回数が、75回の場合を示します。(例)V-30-75

注3: 溶融スラグを用いた混合物は末尾に「-S」を追加する。例: 溶融スラグ入りの⑤密粒度アスファルト混合物(13F) → 「V-09-50-S」